

第1 米国における植物新品種保護制度の概要

1 沿革

米国は、1930年に特許法に「植物特許」(Plant Patent)に関する特別規定を設けて、無性繁殖(栄養繁殖)植物について世界で最も早く植物品種保護制度を設けた。植物の新品種の保護に関する国際条約(以下「UPOV条約」という。)が最初に採択されたのが1961年12月であり、米国は、その約30年前に、欧州に先駆けて植物品種保護制度を設けたことになる。そして、米国は、1970年に、UPOV条約に基づき、米国農務省所管の植物品種保護法を制定し、有性繁殖(種子繁殖)植物の保護制度を設けている。

また、米国においては、植物新品種に関して、その育成方法、成分、遺伝子等に新規性、進歩性等が認められる場合には、特許法の一般特許(ユーティリティ特許と呼ばれる。)により権利保護される可能性がある。欧州諸国において、特許法の保護範囲から植物の新品種が除外されていることと比較すると、米国においては権利保護に選択肢がある。さらに、米国においては、一つの新品種について、「植物特許及び一般特許」又は「植物品種保護法及び一般特許」という2つの制度で保護される可能性がある。一般特許の場合には、発明であることを要し、植物特許の場合と比較して、その要件が厳しいといえることができる。今回訪問したBall社においては、特徴的な特性の品種(ピンクとグリーンのバイカラーのペチュニア、病害抵抗性のマリーゴールド)を一般特許に出願中とのことであった。

植物特許と一般特許との相違点は、クレーム(特許請求の範囲)が、植物特許の場合には植物新品種に限定される(クレームが一つ)のに対し、一般特許の場合には植物新品種、育成方法、成分等といった複数のクレームを設定することが可能であるという点である。

以上のとおり、米国においては植物新品種について3つの制度により保護される。このうち、UPOV条約に基づく制度としては植物特許と植物品種保護法であり、本マニュアルは、この2つの制度における出願を対象にする。

2 米国の植物新品種保護制度の概要

2-1 特許法の「植物特許」による保護

2-1-1. 法令

アメリカ合衆国特許法(2014年1月改正)は、全376条のうち、植物特許について第15章の第161条から第164条までの特別規定を設けており、その4条で規定される内容以外については共通の規定が適用される。このため、植物特許については、UPOV条約の規定内容とは異なる部分がある。これについては、UPOV条約第35条(2)の「留保」であり、米国が「留保」を認められている唯一の国である。

アメリカ合衆国特許法(2014年1月改正)は、日本の特許庁のホームペ

ージの外国産業財産権制度情報 (https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm#ireland) に規則等とともに日本語訳が収録されている。

(UPOV条約)

第35条 留保

(1) 原則

(2)の規定が適用される場合を除くほか、この条約に対するいかなる留保も、認められない。

(2) 例外

(a) 第3条(1)の規定にかかわらず、この条約の締約国となるときに1978年条約の締約国であり、かつ、栄養繁殖する品種に関して、育成者権以外の工業所有権による保護を定めている国は、これらの品種にこの条約を適用することなく当該保護を継続する権利を有する。

(b) (省略)

2-1-2. 保護対象

(1) 植物特許の保護対象

植物特許は、無性繁殖(栄養繁殖)植物を保護対象とするものである。もっとも、種子繁殖植物であっても組織培養等により栄養繁殖された植物については保護対象としている。

tuber(塊茎)植物、非栽培状態で発見された突然変異の植物及び細菌は保護対象外であるが、塊根(root)植物のサツマイモ、きのこ類は保護対象となる。

※ バレイショ、アーティチョーク等の tuber(塊茎)植物については、歴史的経緯から、米国農務省の植物品種保護制度により保護されている。

(2) 聴き取り内容

ア 植物特許の保護対象であるか否かについては、原則として、対象植物の繁殖方法により決定されることになっているが、その判断は明確ではない場合があり、その場合には、米国の特許庁と農務省が相談して、結果を代理人に知らせるとのことである。

イ 非栽培状態(野生種など)で発見された突然変異についても、特性の区別性、均一性及び安定性の改善などの育種行為(develop)を行った場合は植物特許の出願が可能とのことである。

2-1-3. わが国の制度と異なる点

米国の植物特許を除いて、UPOV同盟国における植物品種の保護のための要件は、新規性(Novelty)、区別性(Distinctness)、均一性(Uniformity)及び安定性(Stability)に加え、品種名称(Variety denomination)を付けることであるが、米国の植物特許の場合は新規性(Novelty)、Utility(有用性)、進歩性・非自明性(Non-obviousness)、文書で記述可能なこと(Written description)に

加え、品種名称を付けることとなっている。新規性の要件も国内外での販売から1年未満しか認められていない。

最大の違いは、実際の植物を審査することなく、全て文書及び図（写真を含む）で審査されることである。有用性及び進歩性・非自明性を合わせたものが、ほぼ区別性に該当するものと考えられる。均一性及び安定性については、特許要件にはなっていないが、記述書の中で、既存品種との比較や複数年のデータを記載することによって、カバーされているものと考えられる。

2-2 植物品種保護法による保護

(1) 概要

米国の植物品種保護法は、種子繁殖植物及びバレイショ、アーティチョーク等の塊茎（tuber）植物を保護対象とするものであり、基本的には、UPOV条約の91年条約に沿ったものということができる。

もっとも、米国の植物品種保護法の最も特徴的な点は、審査方法であり、全ての出願について、育成者・出願者自らが出願品種について試験を実施し、その試験データを当局に提出することとされている。

また、その提出するデータについても、日本、EU等においては、環境条件や年度の違いによる特性への影響を可能な限り避けるため、標準品種との相対評価を行い、特性を階級値で評価しているのに対し、米国においては、実測値とされている。これについては、日本の審査結果（特性表）によっては対応できないため、栽培試験で計測した元データが必要になる。

(2) 聴き取り結果

ア 米国の植物品種保護制度（植物特許も同様）において、適切に審査から登録に至るには、代理人と審査官とのコミュニケーションが重要であるとのことであり、代理人の力量次第で、審査結果や審査期間に差が出ると考えられる。

出願から登録までの審査期間は、3か月～2年程度（平均1.4年）で、この差は、最初に提出されたデータの完成度によるとのことであり、データ要求があると時間がかかることが分かる。

イ 米国の植物品種保護制度は、独立採算制で運営されており、植物特許と比較して手数料が非常に高いということができる。米国の植物品種保護制度は、デュポン、パイオニア、モンサント、シンジェンタといった巨大企業からのダイズ、トウモロコシ、コムギ、ワタ、バレイショなど農作物種の出願により支えられているとのことで、これらの出願が全体の約4割を占める。

ウ 自家採種は、原則として禁止されている。一定の種類について、農家の自家採種については、許諾料が大幅に減額されている。詳細は種苗会社と生産者の契約内容による。

2-3 米国植物特許、米国植物品種保護と日本の植物品種保護との比較

① 新規性の要件

植物特許は、出願可能な期間が外国においても1年しか認められていない。ただし、UPOV同盟国での出願日から1年間の優先権主張が可能であり、最長で2年間の猶予期間が認められる。また、仮出願の制度があり、国内外での販売から1年以内に米国特許商標庁に仮出願をした場合は、正式な出願までに1年間の猶予が認められる。

	国 内	外 国	外国
日本	1 年	4 年	6 年（木本性植物）
UPOV条約	1 年	4 年	6 年（林木及びブドウ）
米国植物特許	1 年		
米国植物品種保護	1 年	4 年	6 年（林木及びブドウ）

② 保護の期間

植物特許は保護の期間が、出願日から起算される。

	保 護 の 期 間	
日本	登録から 25 年	登録から 30 年（木本性植物）
UPOV条約	同 20 年以上	同 25 年以上（林木及びブドウ）
米国植物特許	出願から 20 年	
米国植物品種保護	登録から 20 年	登録から 25 年（林木及びブドウ）

③ 種苗の提出

植物特許は、種苗を提出する必要がある。

	出 願 時	審 査 開 始 時
日本	○（種子及び種菌） 種子 1,000 粒 種菌試験管培養 5 本	○ 種類別に定められている数量
米国植物特許	×	×
米国植物品種保護	○出願から 3 か月以内 種子 3,000 粒 塊茎植物組織培養 10 本 代理人を通さず直接遺伝資源 保存センターに提出する。	×